

◎新潟県病院局告示第2号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立柿崎病院	内科、 <u>脳神経内科</u> 、外科、整形外科、皮膚科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科	新潟県立柿崎病院	内科、外科、整形外科、皮膚科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科
(略)		(略)	
新潟県立坂町病院	内科、消化器内科、外科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、 <u>歯科</u> 、 <u>麻酔科</u>	新潟県立坂町病院	内科、消化器内科、外科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、歯科